

第4章

自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり

〔生活環境〕

1 だれにもやさしく、潤いのある生活環境を整えます

4-1-1 生活道路

4-1-2 公園・緑地

4-1-3 河川

4-1-4 上水道

4-1-5 生活排水

4-1-6 住宅

4-1-7 斎場・墓地

2 さまざまな不安や災害に強い安全なまちをつくります

4-2-1 防災

4-2-2 消防

4-2-3 防犯

4-2-4 交通安全

4-2-5 消費者行政

3 自然環境にやさしい循環型社会をつくります

4-3-1 環境保全・公害防止

4-3-2 廃棄物対策

1 だれにもやさしく、潤いのある生活環境を整えます

1 生活道路

現況と課題

少子高齢化や人口減少の進展、集落の衰退や産業活動の低下、緊急医療体制の確保など、地方部の活力低下や地域格差の拡大が懸念されている中で、地域において安全で快適な移動を実現するため、通勤や通院などの日常の暮らしを支える生活道路は、市民の最も身近な生活基盤となるものです。

本市ではこれまで、市民生活の利便性の向上や安全性の確保のため、幹線道路の整備にあわせ、緊急性や必要性を考慮しながら、危険箇所・狭あい道路の解消や歩道の整備などを進めるとともに、適切な維持管理に努めてきました。現在は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によりもたらされた被害を受けて、災害に強いまちづくりの推進とともに、安心・安全な生活道路の整備がより一層求められています。

今後は、高齢者や障がい者のみならず、だれもが移動しやすく、かつ歩きやすい安心・安全な道路環境の構築とともに、緑豊かで潤いのある沿道環境や景観づくりを推進していく必要があります。また、道路里親制度※88 の拡充など市民との協働※89 を視野に入れた適切な維持管理を進めていく必要があります。

施策目標

だれもが移動しやすく、かつ歩きやすい安心・安全な道路環境を形成するため、地域の特性を考慮した生活道路の整備を進めるとともに、地域住民等との連携を図りながら迅速かつ確実な維持管理に努めます。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
地区内の道路環境に満足している市民の割合	—		市道の整備率(改良率)	40.6%	43.1%
			歩道の整備延長	132,646m	140,891m
			道路里親実施団体数	24 団体	70 団体

施策の内容

1 生活道路網の整備

幹線道路網との連絡に配慮しながら、緊急性や必要性に応じて、既存道路の拡幅等を進め、安全で利用しやすい道路の整備、維持管理に努めます。また、橋りょう長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を進めます。

〔主な取り組み〕

- ◆生活道路の整備
- ◆生活道路の適切な維持管理
- ◆橋りょうの適切な維持管理

2 交通バリアフリーの推進

移動の際の利便性及び安全性の向上を目的とした、交通バリアフリー基本構想に基づく駅周辺地区の道路整備を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆特定経路※90 及び準特定経路※91 の整備
- ◆交通バリアフリー基本構想の見直し

3 地域に応じた道づくり

地域の実情に応じ、市民の理解と協力を得ながら、効率的・効果的な道路整備を進めるとともに、市民との協働※89による作業により良好な道路景観の維持に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆地域実情に応じた基準や構造による道路整備の推進
- ◆道路里親制度※88の推進

1 だれにもやさしく、潤いのある生活環境を整えます

2 公園・緑地

現況と課題

本市は、笠間県立自然公園、吾国愛宕県立自然公園など緑豊かな環境を有し、こうした環境を背景に、芸術の森公園や総合公園、北山公園、つつじ公園、運動公園など多種多様な公園が整備され、観光やスポーツ・レクリエーションなどを通じたさまざまな交流の場として、多くの市民や来訪者に親しまれています。

本市ではこれまで、だれもが安心・安全に利用できるよう老朽化した公園施設の改修やバリアフリー化※92の推進、さらには、災害時の避難場所としての機能確保などに努めてきました。また、市民生活の身近な公園となるよう笠間市都市公園グリーンパートナー制度※93を創設し、地域の自主的な維持管理体制を推進してきました。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被害を受け、防災活動の拠点としての公園等の必要性・重要性について改めて再認識したところです。

今後は、市民と行政の協働による緑豊かな自然環境の保全と活用を図るとともに、東日本大震災を教訓とした、防災機能を有した公園の配置やバリアフリー化※92等により、市民の健康が増進されるよう癒しの空間づくりを進めていく必要があります。

施策目標

災害時における避難場所としての機能強化やバリアフリー化※92を推進するとともに、地域の憩いの場となるよう市民と行政の協働による維持管理体制を構築します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
公園が地域の憩いの場になっていると感じている市民の割合	—		市民 1 人当たりの公園面積	8.93 m ²	9.31 m ²
			市民と行政の協働による維持管理公園数	3 箇所	8 箇所

施策の内容

1 自然公園の保全・活用

市民の自然保護への理解を深めながら、笠間県立自然公園や吾国愛宕県立自然公園の環境を保全していきます。

また、北山公園やつつじ公園など、自然環境を生かした特色ある公園整備を推進するとともに、観光資源としての充実を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆自然保護意識の高揚・啓発
- ◆自然観察会等の実施
- ◆観光施設やハイキングコース等の美化
- ◆公園施設の適切な維持管理及び整備

2 都市公園等の整備

災害時の避難場所としての機能などを確保しながら、バリアフリーに配慮いただれもが気軽に憩える都市公園や広場の適正な配置を推進するとともに、公園を利用する市民と行政との協働による視点をもとに適正な整備促進を図ります。また、多くの市民や来訪者に親しまれている笠間芸術の森公園について、有効活用を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆都市公園等の適正な配置
- ◆都市公園等の防災機能の強化
- ◆都市公園等のバリアフリー化※92の推進
- ◆笠間芸術の森公園の有効活用

3 緑のまちづくりを支える体制づくり

身近な公園や緑地が安心・安全に利用できるよう維持していくため、グリーンパートナー制度※93などを活用した地域の自主的な維持管理体制の構築を進めるとともに、市民自らの手による公園づくりへと発展できるよう都市緑化に対する市民意識の高揚や、緑化推進の取り組みを支援します。

〔主な取り組み〕

- ◆都市緑化意識の高揚・啓発
- ◆都市緑化祭の推進
- ◆市民による身近な公園づくり研究会の組織化の検討
- ◆グリーンパートナー制度※93の拡充
- ◆公園管理体制の構築

3 河川

現況と課題

本市には、市域の北部から南東部に貫流する涸沼川とそこに注ぐ多くの支流、八溝山系から連なる山々、愛宕山を中心とする丘陵地帯を背景とする自然が織り成す優れた風景地が随所に存在するほか、多くのため池や雨水排水を担う水路が整備されています。これらの河川や水路は、治水機能はもとより、水や緑に身近に親しめる場、動植物の生息の場となる貴重な自然環境であり、潤いある親水空間として形成が図られていることから、その保全と活用が求められています。

一方、生活排水の流入による河川やため池の水質の悪化や、局地的な集中豪雨による水害が全国的に多発していることから、身近な水辺の保全や水害に対する市民の意識も高まっています。

本市では茨城県など関係機関と連携しながら、1級河川・準用河川の改修を促進するとともに、道路整備や公共下水道事業との調整のもとに排水路の整備を進めてきました。さらに、大洲地区の蒲生用水路改修工事・ボトルネック解消のための排水路新設改修や涸沼流域河川や親水空間の美化活動を進めるなど、治水対策の充実を図ってきました。

今後も、関係機関及び地域住民との連携のもと、災害防止に向けた河川改修や水路整備、流域内の遊水・保水機能※94の保持など、

総合的な治水対策を推進するとともに、市民との協働※95を基本に、日常的に水や緑に親しめる空間として、水辺環境の保全や整備を進めていく必要があります。

施策目標

浸水被害を未然に防止するため、雨水排水計画に基づき緊急性の高い雨水排水路の整備を推進します。また、市民の安らぎや憩いの場として、水と親しむ美しい水辺環境づくりや水質の保全に取り組んでいきます。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
快適で美しい水辺環境があると感じている市民の割合	—	➡	水質環境基準達成率	80.6%	83.0%
			浸水被害箇所改修率 (行幸町周辺地区)	0%	100%

施策の内容

1 河川改修の促進

茨城県をはじめ関係機関との調整を図り、1級河川及び準用河川の改修を促進するとともに、流域内の遊水・保水機能※94の保持に努めます。さらには、生態系に配慮した多自然型の整備工法の採用や湿生植物の積極的な活用などをあわせて要請します。

〔主な取り組み〕

- ◆1級河川の整備促進
- ◆準用河川の整備促進

2 雨水排水対策の推進

市民の財産・生活等を水害から守るため、地域住民との連携や、関係機関との調整を図り、雨水排水計画に基づきながら浸水被害最小化に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆雨水排水路の整備促進

3 水質の保全と水辺環境の美化

河川愛護に関する市民意識の高揚を図り、美化活動や水質の管理など、市民との協働※95による河川・水路の維持管理体制を充実し、美しい水辺の景観形成に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆クリーンアップひぬまネットワーク活動の推進
- ◆河川美化活動の推進
- ◆河川水質調査・管理の実施
- ◆河川パトロールや水路等の定期点検の強化

4 親水空間の整備

地域の活動を通して、自然環境・親水空間への愛着をより深め、意識の高揚を図ります。また、地域住民と連携を図りながら、河川やため池、谷津田の休耕田などを利用し、ビオトープ※96の保全・再生に努めます。さらに、河川や池沼の整備に際しては、生態系に配慮した整備工法の採用を関係機関に要請し、生態系の維持・回復に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆自然環境保全意識の高揚及び定着化
- ◆ビオトープ※96の整備
- ◆親水空間の整備

4 上水道

現況と課題

近年、水需要の変化・規制緩和の進展といった社会的な動きや、水道水の安全性・おいしさに対する需要者のニーズ、さらには、地球規模での環境問題など、水道事業を取り巻く状況は大きく変化してきており、質の高い水の供給が求められています。

本市ではこれまで、地下水と県中央広域水道用水供給事業からの受水を水源として、水道事業基本計画※97に基づく浄水・配水施設の整備と適正な維持・管理など、各地区を単位とした水の供給を推進してきました。また、配水管や浄水場等の施設の老朽化、ライフラインとしての耐震化、系統化等の課題に対応しながら、施設の更新を順次推進してきました。しかしながら、本市の水道施設の耐震化率は、未だ低い状況にあり、平成23年3月11日の東日本大震災においては、ライフラインが寸断されるという経験を経て、より災害に強い水道施設づくりが強く求められています。また、平成22年度に3事業（笠間・友部・岩間）が統合され、水道事業経営が行われていますが、水道料金の統一がされていない状況です。

今後は、水道施設の耐震診断等を早急に進めるとともに、適切な施設の維持・更新を推進していく必要があります。また、危機管理強化の面から、応急給水体制、応急復旧体制及び危機管理マニュアル等を整備していく必要があります。さらには、将来にわたり市民生活や地域産業を支えていくため、水道料金の早期統一や給水需要に応じた水源の確保に努めるとともに、効果的な水道事業の推進により経営基盤を強化し、継続的かつ安定的な水の供給を図っていく必要があります。

施策目標

市民生活と地域産業を支えるため、水道事業基本計画※97に基づき、耐震診断調査等の結果を踏まえ、施設の計画的かつ適切な維持管理を推進します。また、適正な水道料金への統一や事業の健全経営に努めるとともに、給水需要に応じて水源を確保し、安心・安全な水の安定供給を図ります。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
安心・安全な水が安定して使用できると感じている市民の割合	—		水道普及率	84.4%	90.5%
			年間有収率	88.7%	90.0%

施策の内容

1 水道事業の統合

平成22年度に3事業(笠間・友部・岩間)が統合され、水道事業の経営が行われていますが、水道料金の統一がされていないため、地域間の料金格差が生じている状況にあります。早期の料金統一を図り、公平性を確保して円滑な事業運営に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆適正な水道料金への統一
- ◆配水区域の再編

2 水資源の確保

水道は、市民や地域産業を支える重要なライフラインです。安心・安全な水の安定供給に向け、地下水については水質の保全・管理を充実させ、また県企業局からの受水については、十分な連携を図り安定した水源の確保に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆水道水源の水質管理及び保全
- ◆井戸及び送水施設の適切な維持管理

3 水の安定供給

市民の質の高い水需要に対応するため、水質検査の充実及び計画的な施設更新を行い、健全で信頼性の高い水道事業経営を推進し、水の安定供給を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆老朽施設、設備の計画的な更新
- ◆水質管理体制の充実
- ◆水道施設の耐震診断及び耐震化
- ◆鉛製給水管の解消
- ◆災害時の体制強化

5 生活排水

現況と課題

下水道等の施設は、健康で快適な市民生活を支える都市施設であり、河川等の水辺環境及び水質の保全のためにも早期整備が望まれています。

本市ではこれまで、地域の特性に応じた排水処理施設を整備し効率的な排水処理を進めるため、計画人口を新茨城県総合計画にあわせて下方修正し、生活排水ベストプラン※98 の見直しを行い、市民生活の向上と公共用水域の保全に努めてきました。しかしながら、公共下水道事業と農業集落排水事業の整備後の接続率が低い地区があることから、更なる水洗化率向上が求められています。また、東日本大震災を教訓に、災害に強い下水道づくりが強く求められています。

生活排水ベストプラン※98 に基づいた公共下水道事業計画区域の見直しや、水質保全に対する意識の啓発を図るとともに、生活排水処理に対する正しい理解を深め、水洗化率の向上対策の推進など、計画的かつ効率的な生活排水の処理や維持を進めていく必要があります。また、東日本大震災による被害状況を踏まえ、各施設の在り方を検討し、適切な維持管理を進めていく必要があります。

施策目標

健康で快適な市民生活を構築するため、生活排水ベストプラン※98 に基づき地域の特性に応じた生活排水処理対策を検討し、施設整備を進めるとともに、その普及率の向上を図ります。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
生活環境や河川等の水質が改善されていると感じている市民の割合	—		水洗化率(公共下水道)	72.4%	73.7%
			水洗化率(農業集落排水)	72.5%	80.0%
			生活排水処理人口普及率	14.6%	18.2%

施策の内容

1 生活排水対策の見直し

生活排水ベストプラン※98 に基づき、地域の特性に応じた効率的な排水対策を検討するとともに、生活雑排水による汚濁負荷を低減し、快適な生活環境を実現するため、水質浄化意識の醸成を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆地域に応じた排水処理対策の検討
- ◆生活排水に関する啓発意識・学習機会の提供

2 公共下水道事業の推進

生活雑排水による汚濁負荷を低減し、快適な生活環境を実現するため、管渠の整備や水処理施設の増設を推進し、水洗化率の向上を図るとともに、適正な維持管理に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆公共下水道事業の推進
- ◆公共下水道排水施設の利用促進
- ◆公共下水道施設の長寿命化計画策定及び施設の適切な維持管理

3 農業集落排水施設の整備と利用促進

農業振興地域内の集落等における農業集落排水施設の整備を進めるとともに、水洗化率の向上に努め、施設利用を促進します。また、良好な処理水質を確保するため、適正な維持管理に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆農業集落排水事業の推進
- ◆農業集落排水施設の利用促進
- ◆農業集落排水施設の適切な維持管理

4 合併浄化槽の普及促進

公共下水道及び農業集落排水事業区域以外の区域においては、高度処理型合併浄化槽の設置を進めるとともに、市町村設置型浄化槽※99 の導入について検討します。

〔主な取り組み〕

- ◆高度処理型浄化槽※100 の設置普及支援・啓発
- ◆市町村設置型浄化槽※99 の導入検討

6 住宅

現況と課題

人口減少や少子高齢化が進展し、環境問題やエネルギー問題が深刻化する中で、新築住宅市場は大きな転換期を迎えています。また、平成23年3月11日の東日本大震災では相当規模の被害が発生しており、本市においても市民の住宅をはじめ、各公共施設等に甚大な被害が発生したところです。これにより、近年のライフスタイルの変化に伴う住宅ニーズの多様化に加え、住宅の耐震化や自立エネルギー住宅への関心が高まるなど、より安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築が強く求められています。

本市ではこれまで、交通の利便性の高さなどから、民間による大規模分譲地などの住宅開発が進められ、市域の人口増加を支えてきました。また、公営住宅については市営住宅や県営住宅の整備を進め、住宅困窮者への入居支援を図ってきました。さらには、本市の住宅施策を総合的、かつ計画的に推進するため、その指針となる「笠間市住生活基本計画※101」や、地域の需要に応じた良質な住宅ストック形成と既設の公営住宅の計画的な修繕及び耐久性の向上等を図っていくための指針となる「笠間市公営住宅長寿命化計画」を平成23年度に策定しました。

今後は、だれもが将来にわたり安全・安心で快適に住み続けられよう、東日本大震災を教訓とした住環境の形成や、地球環境に配慮した住まいづくりの推進が重要となります。また、公営住宅の総合的な活用や、長寿命化を図るための整備・改善等を進めていく必要があります。

施策目標

だれもが安全・安心で快適に住み続けられるよう、住宅の耐震化促進や地球環境に配慮した住宅の普及促進を図ります。また、だれもが安定した居住を確保できるよう、住宅セーフティネットの充実を図るとともに、既設公営住宅の適切な維持管理に努めます。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
良好な住環境が形成されていると感じている市民の割合	—		住宅の耐震化率	68.6%	80.0%以上
			住宅用太陽光発電システム設置率	1.6%	3.9%

施策の内容

1 公営住宅の有効活用

笠間市公営長寿命化計画に基づき、民間事業者等との連携強化を図りながら、総合的な公的賃貸住宅等の供給を推進し、住宅セーフティネットの構築を目指します。また、既設公営住宅の活用手法の検討を進めながら、適切な維持管理に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆既設公営住宅の有効活用
- ◆民間賃貸住宅の活用
- ◆公営住宅長寿命化計画に基づく適切な維持管理の推進

2 快適な住環境の形成

笠間市住生活基本計画に基づき、低炭素社会の構築に向けて、環境へ配慮し、地域資源を生かした住まいづくりを促進します。また、地域の立地特性に応じた居住や住み慣れた地域で安心して暮らせる居住の促進に努めます。さらに、住宅のバリアフリー化や耐震化の促進など安全で安心な住環境の形成に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆笠間市住生活基本計画の推進
- ◆省エネルギー・新エネルギー住宅の普及促進
- ◆住宅産業における地産地消の推進
- ◆地区計画など都市計画制度の活用
- ◆耐震化意識啓発及び関心高揚

7 斎場・墓地

現況と課題

本市の斎場は、笠間市・水戸市(内原地区)・城里町(七会地区)で構成する一部事務組合「笠間地方広域事務組合」により、火葬場とセレモニーホールをあわせ持つ総合的な施設として運営されています。

平成22年度からは専門的な知識や技術が必要な火葬部門の業務を民間の専門業者へ委託したことにより、業務の信頼性や安全性が向上したほか、火葬炉の故障等の緊急時についても迅速に対応ができるなど、より一層安心感が高まりました。

また、墓地については、友部地区に民営の霊園墓地が整備されているほかは各地区の寺院墓地や点在する小規模墓地が利用されています。

今後は、急速な高齢社会の進展に伴い火葬需要の増加が見込まれる中で、斎場の老朽化等による施設の維持管理費の増加が懸念されることから、より一層効率的な斎場運営や市民サービス向上を目指していく必要があります。

施策目標

広域斎場の適切な運営管理を進めながら、住民サービスの向上に努めます。また、墓地の経営許可にあたっては、需要の動向や周辺環境に配慮した適切な誘導を行います。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
斎場運営が適切に行なわれていると感じている市民の割合	—	

施策の内容

1 斎場の運営管理

住民サービスの向上に努めるとともに、公衆衛生に充分配慮した施設の運営管理を進めます。

〔主な取り組み〕

◆広域斎場の適切な運営管理

2 墓地の適正管理

墓地の経営許可にあたっては、需要の動向や周辺環境に配慮した適切な誘導を行います。

〔主な取り組み〕

◆墓地経営の適正許可

1 防災

現況と課題

本市ではこれまで、平成 19 年に定めた地域防災計画※102 をはじめ、防災訓練の実施や自主防災組織※103 の結成促進等を行い防災体制の強化を図るとともに、避難所誘導サインの設置や防災機能を有した公園の整備、さらには、各種防災ハザードマップ※104 による防災意識の啓発活動に取り組んできました。しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、本市においても震度6強を記録し、家屋の損壊をはじめ公共公益施設、重要な歴史的文化財等に甚大な被害が発生し、9箇所の避難所に最大約2,000人が避難するなど地域防災計画※102 の想定を超える大震災となりました。また、福島第一原発事故による風評被害や被災者の方々の精神面での悩みといった問題も発生しており、災害に対する脅威や危機感によって市民の防災に対する意識は一層高まっています。

今後は、東日本大震災の教訓を生かした、災害時の迅速かつ的確な情報伝達体制、医療体制、高齢者や障がい者、乳幼児など要援護者の支援体制などを確立するとともに、自主防災組織※103 の育成・強化を推進していく必要があります。また、災害に強い都市機能の整備強化などだれもが安心・安全に暮らせるよう「自助※105」「共助※106」「公助※107」の理念に基づき、地域防災計画※102 の見直しを行い、これまでの想定を超える災害や原子力災害にも対応できる災害に強いまちづくりを強力に推進する必要があります。

施策目標

「災害に強いまち」を実現するため、地域防災計画※102 の見直しを行い、災害時における総合的な防災体制を構築します。また、防災教育等を通じて防災に関する正しい知識と行動力を深めるとともに、自主防災組織※103 の育成強化を図ります。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
防災に関する正しい知識が身についていると感じている市民の割合	—		自主防災組織率	13.6%	40.0%
防災に関する行動が身についていると感じている市民の割合	—		避難所の耐震化率	86%	100%

施策の内容

1 地域防災計画の見直し

風水害等の自然災害、大規模地震災害、原子力災害等に対応できるよう地域防災計画※102を見直し、総合的かつ計画的な災害対策を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆笠間市地域防災計画の見直し

2 防災意識の高揚

災害発生時には、「自助※105」による活動が望まれることから、市民一人ひとりが防災に関する正しい知識と行動力を身につけるため、防災教育や訓練の推進を図ります。また、「共助※106」の観点から、地域における自主防災組織の育成強化の推進を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆防災知識の普及・啓発
- ◆防災訓練の推進
- ◆防災組織の育成・強化
- ◆災害時要援護者支援

3 防災体制の整備

災害発生時において、迅速かつ適切な活動が総合的に行われるよう、災害情報の収集伝達、医療や非常用物資の確保など活動体制の整備・強化を図ります。また、福島第一原子力発電所事故に伴う放射線対策を行います。

〔主な取り組み〕

- ◆職員等の防災教育
- ◆災害情報の収集伝達体制の整備
- ◆医療体制の整備
- ◆非常用物資の備蓄
- ◆緊急輸送体制の整備
- ◆帰宅困難者の支援体制の整備
- ◆放射性物質・空間放射線量の測定

2 消防

現況と課題

近年、都市化が進むとともに、火災の状況は複雑多様化しつつあります。また、少子高齢社会が進展する中、就業構造の変化や地域の連帯意識の希薄化により、消防団員の確保が困難になるなど、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市ではこれまで消防本部を中心に笠間、友部、岩間の各消防署による常備消防と46消防団からなる非常備消防の連携により消防活動を進めてきました。消防では、住宅用火災警報器の設置促進をはじめ、広報等による防火意識の向上や消防施設の適正な維持管理に努めてきました。また、消防団組織を統合し、指揮命令システムの強化を図ってきました。救急体制においては、AED※108の計画的な配備や民間救急ボランティア(KHS※109)を育成し、応急手当普及啓発を推進するとともに、水戸地区救急医療協議会による広域的な救急体制の強化を図ってきました。

今後は、生活様式の多様化などに伴う火災の状況の多様化・複雑化・大規模化に対応していくため、より一層関係機関との連携を強化し、消防力を充実させるとともに、災害を未然に防ぐための予防活動や救助活動など広範囲にわたり施策を展開していく必要があります。また、地域防災の要である消防団の強化に向け、団員の確保に努めていく必要があります。さらには、電波法改正に伴う消防無線のデジタル化に向けた整備計画の検討が必要となります。

施策目標

市民の安心・安全を確保するため、消防施設や設備の維持管理と計画的な整備を進め緊急出動の体制を整えるとともに、隊員の救急技術向上や市民に対する応急手当の普及啓発を行い、消防体制の強化を図ります。また、消防団体制の充実に努めます。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
安心できる消防・救急体制が整備されていると感じている市民の割合	—		火災発生件数	23件	減少
			救急出動件数	2,869件	減少
			住宅用火災警報器普及率	66.2%	71.0%

施策の内容

1 消防体制の充実

消防・救急無線のデジタル化、広域化、共同化に係る検討と整備を進めながら、通信連絡体制を強化するとともに、大規模な災害に備えた近隣相互の応援体制や、適切な指導と訓練を通じた消防団体制の強化に努め、消防体制の充実を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆消防施設の整備・充実
- ◆広域消防応援体制の整備・充実
- ◆消防団体制の強化・充実
- ◆防災機関との連携強化

2 救急救助体制の充実

高度化・複雑化する救急医療に対する隊員の知識と技術の向上を図り、医療機関との連携強化による救急救命体制の充実に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆高速道路における救急救助業務実施体制の整備
- ◆広域的な救急医療との連携
- ◆救急・救助資器材の整備
- ◆救急救命士の適正配備
- ◆救急救命士の計画的な病院研修の確立

3 防犯

現況と課題

本市の犯罪発生件数は減少傾向にありますが、近年の経済情勢の悪化などにより、身近な生活の場でも犯罪が発生しており、犯罪の多様化、巧妙化が進んでいます。今後安心・安全なまちづくりを進めるうえでは、防犯対策は重要な要素となります。

本市ではこれまで、警察署、防犯連絡員、防犯ボランティアを中心に家庭、地域、学校との連携のもと、犯罪防止に向けたパトロールの強化や地域における見守り隊など、地域ぐるみで防犯活動に取り組んできました。

今後も、市民の防犯意識のさらなる高揚に努めるとともに、だれもが安心して暮らし続けることのできる安心・安全な社会の実現に向けて、市民と行政の協働※110による取り組みを支援しながら、自主的な防犯活動の普及を進めていく必要があります。

施策目標

防犯連絡員や地域防犯ボランティアなどの防犯組織、警察署、行政の連携を図り、地域の力を活用した防犯活動を推進します。

また、防犯カメラなどの防犯施設の整備や市民の防犯意識の高揚を図り、だれもが安心して暮らせる犯罪の少ないまちづくりを目指します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
安心して暮らせると感じている市民の割合	—		刑法犯罪発生件数	1,313 件	1,200 件以下
			防犯自主活動組織数	22 団体	25 団体
			防犯講習会 (開催回数) 参加者数	(1 回) 30 人	(2 回) 100 人

施策の内容

1 防犯意識の高揚

従来の空き巣、窃盗などのほか振り込め詐欺など知能犯対策として、消費生活センターなどとの連携を図りながら、防犯対策の講習やさまざまな媒体を通じた啓発活動を実施し、市民の防犯意識の高揚に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆防犯対策情報などの提供
- ◆防犯看板の設置
- ◆防犯講習会の開催
- ◆地域安全運動の推進

2 防犯活動の強化

防犯連絡員協議会や防犯ボランティア等の関係団体と連携のもと、パトロールや子ども、高齢者の見守りなど、市民協働による地域ぐるみの防犯体制の普及と強化を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆地域コミュニティ※111 活用による防犯体制の強化
- ◆児童等の登下校時の見守り強化
- ◆青色防犯パトロール車によるパトロール強化
- ◆地域防犯活動の拠点となる施設設置の検討

3 防犯施設の整備

通学路などへの防犯灯の設置を図るとともに、地域コミュニティ※111 や企業と協力しながら、適切な維持管理を進めます。また、防犯設備の設置支援などを実施し、安全な住環境の整備誘導に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆防犯灯の設置
- ◆行政区管理の防犯灯設置等の支援
- ◆防犯カメラの設置及び防犯設備の設置支援

4 交通安全

現況と課題

本市の交通事故発生件数は、交通安全に対する意識の向上や、道路施設の安全性の向上により減少傾向にありますが、高齢化の進展に伴い、高齢者の交通事故の割合が高くなっています。

本市ではこれまで、交通安全協会や交通安全母の会の組織統合による効果的な事業の展開や、行政、警察署と連携をした事業の実施により、交通安全意識の高揚を図ってきました。

今後は、警察署や交通安全協会などと密接に連携しながら、高齢者や子どもを対象にした交通安全教室を実施し、交通安全意識の高揚やモラルの向上を図るなど交通事故の撲滅に向けた活動を展開するとともに、交通事故の起こりにくい道路環境の整備や交通安全施設の設置を推進していく必要があります。

また、災害時の対応を含めて、交通安全に関わる活動の成果が実感できるような仕組みづくりや、ごみのポイ捨て撲滅など道徳やマナーの間接的な関わりにも注目し、総合的に交通安全に取り組む環境づくりが求められています。

施策目標

交通安全協会、交通安全母の会、警察署等と連携し、市民の交通安全意識やモラルの向上を図るとともに、危険箇所の早期発見に努め、道路改良や安全施設の整備など、だれもが安全に通行できる道路交通環境づくりを推進します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
交通安全対策が充実していると感じている市民の割合	—		交通事故発生件数	387 件	330 件以下
			交通事故死者数	6 人	4 人以下

施策の内容

1 交通安全意識の高揚

幼児から高齢者まで、年代に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図り、警察署や交通安全協会などと協力し、交通安全意識の高揚に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆交通安全運動の実施
- ◆街頭指導の実施
- ◆交通安全教室の開催
- ◆交通安全教室指導員の設置

2 交通安全活動の推進

交通事故防止を図るため、笠間地区交通安全協会笠間支部や笠間市交通安全母の会の活動を支援しながら、交通安全活動の促進に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆第9次交通安全計画の推進
- ◆交通関係団体の活動の支援
- ◆交通安全運動の実施

3 交通安全施設の整備

道路パトロールによる危険箇所の点検に努めるとともに、子どもや高齢者の安全を考慮した歩行空間の整備やカーブミラーなどの交通安全施設の整備を計画的に推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆交通安全施設の計画的な整備

5 消費者行政

現況と課題

消費生活に関わる現状としては、問題が複雑、多岐、高度化し、特に、東日本大震災を背景にした悪質訪問販売等が横行することが予想されます。また、消費者をめぐる環境が激変する中では、消費者の自立支援が最も重要であり、それをフォローする役割として消費者行政が期待されています。

本市ではこれまで、被害の未然防止のため消費生活講座などの啓発・普及活動を推進するとともに、高齢者等と面会する機会が多い民生委員や介護ヘルパーを対象に訪問時のチェックポイント等の講座を実施した結果、平成22年度の相談業務において約2,880万円の被害を防止しました。また、消費者団体の育成支援を行い、「笠間市消費者友の会」においては、出前講座の講師を務めるなど啓発活動に寄与しています。

今後も、消費者の権利や利益を守り、安全でやすらぎのある生活を確保するため、問題発生を未然に防ぐ健全な消費生活の定着に向けた、啓発活動の推進や消費者団体の育成支援を実施していく必要があります。

また、家庭用品・特定製品販売店への立入検査の適正運用による安全な商品の提供など、時代に合ったサービス提供と市民の財産を守る観点から、被害防止の取り組みを強化していく必要があります。

施策目標

消費者問題(被害)の未然防止のため、相談体制の充実と啓発活動の拡充を図ります。また、啓発活動の担い手となる消費者団体の育成を図り、健全な消費生活の定着と安定を目指します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
消費者被害に遭わないように注意している市民の割合	—		出前講座・消費生活講座の年間受講者数	695人	700人
			相談受理件数	348件	減少

施策の内容

1 啓発活動の充実

消費者の自己防衛力(自己責任による消費者力)の向上に向けて、分野横断的な連携を図りながら、消費生活講座など、あらゆる機会を通して消費者問題防止に関する情報提供などの啓発活動を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆消費生活講座の開催
- ◆出前講座の充実及び講師養成
- ◆市内16ヶ所に設置したセンター専用カタログ台の活用
- ◆広報紙、ホームページを活用した情報の提供

2 相談事業の充実

さまざまな消費者問題の解決や被害からの救済に向けて、職員や相談員のレベルアップを図り、関係機関との連携を密にしながら、気軽に利用できる相談処理体制の更なる強化を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆相談者のプライバシー保護のための専用事務・相談スペースの確保
- ◆相談者年齢の多様化及び件数増加に伴う相談員勤務時間延長の検討
- ◆より充実した相談体制確保のための勤務体制検証
- ◆職員、相談員の研修参加によるレベルアップ

3 消費者団体の育成・支援

団体活動を通じて知り得た知識や情報を地域に還元することができる消費者団体の育成に努めるとともに、活動の支援を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆自主性を重んじた、団体への運営協力
- ◆まちづくり市民講座講師としての活躍の場の提供
- ◆各種発表の場の情報提供

4 販売商品表示の適正化

家庭用品・特定製品を販売する店舗の立入検査を実施し、一般消費者の安全確保を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆販売事業者への立入検査実施

1 環境保全・公害防止

現況と課題

近年、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムや浪費型のライフスタイルの定着により、都市・生活型の環境問題が顕在化してきています。地球温暖化、オゾン層破壊など地球規模での環境問題から、水辺や里山等の自然の崩壊、河川や池沼の水質汚濁、マナーの低下によるごみのポイ捨てなどの身近な問題まで、深刻化しており、実効性のある取り組みが求められています。また、平成23年3月11日の東日本大震災は、東北地方を中心として甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、福島第一原子力発電所事故による放射性物質飛散問題が生じ、エネルギー政策のあり方について大きな論議を投げかけられたところです。

このような背景の中、本市ではこれまで、平成 20 年 3 月に笠間市環境基本計画※112 を策定し、市民・事業者・行政が一体となって環境の保全や太陽光発電等の環境負荷の少ないエネルギー利用を推進するとともに、環境学習や環境フォーラムによる意識啓発に取り組んできました。

今後も「豊かな自然との共生」と「水と緑の里」を実現するため、環境の保全と環境負荷の少ないライフスタイルへの意識の変革を進め、安心・安全・快適に暮らせる持続可能な地域社会の構築を進めていく必要があります。

また、東日本大震災を契機に大きな課題となっている省エネルギーや再生可能エネルギー※113 の導入・利用の先進的な取り組みを視野に入れながら、将来世代のために良好な環境を形成していきます。

施策目標

市民・事業者・行政が連携強化を図り、環境の保全活動や環境教育を通じて、ライフスタイル・ライフワークの意識改革を推進し、将来世代に継承する良好な環境を形成します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
日常生活において、環境に配慮している市民の割合	—		公害等苦情・相談件数	388 件	減少
			水質環境基準達成率	80.6%	83.0%

施策の内容

1 自然環境の保全

本市の魅力である貴重な自然と生態系の維持に努め、地球規模での環境保全に貢献するとともに、省エネルギー化や再生可能エネルギー※113 の有効活用を促進し、環境負荷の少ない循環型社会※114 の形成を目指します。

〔主な取り組み〕

- ◆地球温暖化対策実行計画の策定及び推進
- ◆開発における生態系への配慮の徹底
- ◆環境負荷の少ないエネルギー利用の促進

2 生活環境の保全

快適な生活を送るうえで弊害となる騒音、振動、悪臭、水質汚濁、大気汚染などの公害を防止するため、家庭や事業所等における対策の普及啓発を図るとともに、発生源を把握し、公害の未然防止に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆公害防止に向けた普及啓発
- ◆監視活動の実施

3 環境保全活動の推進

環境保全について自ら考え、行動できる人材を育成するため、生涯教育などとの連携により環境教育の充実を図ります。

また、市民、事業者、行政が一体となった環境対策や公害防止活動を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆環境教育、環境学習の推進
- ◆環境美化推進団体の支援

2 廃棄物対策

現況と課題

ライフスタイルの変化により、ごみ量の増大やごみ質の多様化による廃棄物問題が深刻化し、さらには地球温暖化や環境資源の枯渇化などの問題から、循環型社会※115 の形成に向けた意識はますます高まっています。

本市ではこれまで、分別収集の推進、資源物集団回収や3R 運動等の推進に加え、市民一人ひとりの環境美化意識を高めるためクリーン作戦などを実施してきており、一般廃棄物処理量については、年々減少傾向にあります。また、本市のごみ処理は、笠間地区はエコフロンティアかさま、友部・岩間地区は隣接する水戸市（内原地区）と構成する笠間・水戸環境組合で進めてきたところですが、各施設の効率的・効果的な処理に向けたごみ処理基本計画の見直しについての検討が急務となっています。さらに、持続可能な社会を構築していくためには、環境に対する負荷を低減させるとともに、限りある資源の有効的利活用が大きな課題となってきます。

今後は、市民が将来にわたり健康で暮らし続けるために、市民・事業者・行政が一体となって、より一層ごみ減量化や廃棄物の再資源化を推進するとともに、引き続き不法投棄やポイ捨て対策等を実施し、ごみのない清潔で美しい環境づくりに取り組んでいく必要があります。

施策目標

市民が将来にわたり健康で暮らし続けるために、循環型社会※115 に対する意識の高揚を図るとともに、ごみの減量化や再資源化を推進し、癒しの環境づくりを進めます。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
ごみの減量化・リサイクルを実施している市民の割合	—		1人1日当たりのごみの排出量(生活系)	738g	700g
			ごみの再資源化率(リサイクル率)	22.0%	24.5%

施策の内容

1 ごみ処理体制の強化

ごみ処理基本計画の見直しに向けて、市の将来展望を見据えた「廃棄物処理の基本構想」を定め、より効率的・効果的な処理体制の強化を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆廃棄物処理基本構想の策定
- ◆ごみ処理基本計画の見直し検討

2 循環型社会の推進

循環型社会※115 の推進に向けて、イベント等を通じた3R※116 の取り組みの普及や物の循環利用の促進など、市民や企業と一体となってごみの減量化とリサイクルを推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆分別収集の推進
- ◆3R※116 運動の推進

3 不法投棄の防止

ごみのない清潔で美しいまちづくりに向けて、市民との協働※117 による環境美化活動の促進やパトロールの実施などマナー、モラルの向上と監視体制の強化を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆不法投棄やポイ捨て対策の推進
- ◆パトロールの実施